

国立大学法人鹿屋体育大学学長選考手続管理委員会規則

〔平成27年4月1日〕
規則第30号
改正 令和4年3月14日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則(平成27年規則第29号)第2条第2項の規定に基づき、学長選考手続管理委員会(以下「管理委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 管理委員会は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則(平成27年規則第28号)第2条第1項第2号の者(以下「委員」という。)をもって構成するものとする。
2 委員の任期は、当該学長候補者選考の選考が終了する日までとする。

(委員長)

第3条 管理委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。
2 委員長は、委員会を招集し、議長となり、会務を整理するものとする。
3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものとする。
4 学長選考・監察会議は、その定めるところにより、管理委員会の議決をもって学長選考・監察会議の議決とすることができるものとする。
5 管理委員会の議事は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数で決するものとする。

(業務)

第4条 管理委員会は、次に掲げる事項を処理する。
(1) 学長選考応募者の提出書類の確認及び受理に関すること。
(2) 学長選考応募者名簿並びに学長候補者名簿の作成、公表及び閲覧に関すること。
(3) 投票資格者名簿の作成に関すること。
(4) 投票の実施に関すること。
(5) 投票結果の判定及び確定に関すること。
(6) 投票結果の報告に関すること。
(7) 第2次学長候補者の意見表明の実施に関すること。
(8) その他学長選考・監察会議が指示する事項

(庶務)

第5条 管理委員会の庶務は、事務局総務課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、管理委員会の運営に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.14規則第18号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。